

米国財務省の電子商取引に対する 20年前の報告書

1 BEPS行動計画1の影響

電子商取引の課税に関する最近の話題といえ
ば、OECDによるBEPS行動計画1における「電
子商取引への課税上の対処」に対して、日本は、
平成27年度税制改正において、クロスボーダー
の電子書籍の課税に関連して消費税法を改正し
たことであるが、BEPS行動計画1における検
討は、当面する問題に関する解決を図った感が
あり、基本的かつ検討に時間のかかる問題を先
送りしたといえよう。例えば、クロスボーダー
の電子商取引の課税における源泉地国課税の方
式をどうするのか等という問題に対する抜本的
な解決策は勧告されていない。

そこで、これらの検討の背景となる電子商取
引の市場規模について約20年前と現在を比較す
ることから始めることとする。

経済産業省の実態調査(http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/statistics/outlook/ie_outlook.html：アクセス
2017年1月10日)によれば、1998年のB2C取引
の国内市場規模は650億円で、2015年では13兆
7,746億円と約200倍になっており、1998年の
B2B取引の国内市場規模は8.6兆円で、2015年
には288兆円と33倍に増加している。このよう
に課税環境の大きな変化という状況下において、
20年前に検討されていた税務の分野における電
子商取引の課税問題にその後の進展が見られて
いないように思われるのである。そこで、温故
知新ではないが、約20年前に何があったのかと
いうことからこの問題にアプローチを試みるこ
ととする。

2 20年前の電子商取引の課税に関連し た主要な出来事

最初に1990年代後半に電子商取引の課税問題
でどのような動きがあったのかを整理すると次
のような事項を挙げるができる。

- ① 1994年末にインターネットの使用量（ビッ
ト）に課税するビットタックスが提唱された。
- ② 1996年に米国財務省が国際的電子商取引の
課税に関する報告書公表
- ③ 1997年にOECDは、フィンランドのツルク
で開催された会議の報告書において電子商取
引の国際税務問題をまとめた。
- ④ 1998年10月に、米国では州税のインター
ネットへの課税を規制する「インターネット
税凍結法」が成立
- ⑤ 1998年10月に、カナダのオタワで開催され
たOECD閣僚会議で電子商取引課税の基本的
な原則と枠組みが示され、翌年のAPEC蔵相
会議等においてこの方針が支持されたことで、
国際的コンセンサスとなった。

この上記の①から⑤までの動向における焦点
の1つは、一時期EUが支持したビットタック
スを巡る攻防である。同税については、EUが
導入賛成派、これに対して、自国のIT関連企
業を擁護したい米国は、新税導入によりこれら
の企業の発展が阻害されるとして反対の立場を
取り、この対立は1997年7月に、EUがボン宣
言として電子商取引に差別のない課税をす
るとしてビットタックス導入を見送ったこと
で決着したのである。

この動きは、電子商取引に対する新税による
課税が見送られ、当時の税制度に基づいて課税

Topics of International Taxation

する方向性が定まったことで、1997年11月にOECDはツルク会議でこの方向性に基づいた検討を行ったのである。

そして、1998年10月開催のオタワにおけるOECD閣僚会議において定まった基本原則と枠組みがOECDの専門家グループによる検討に引き継がれたのである。

この一連の動きと現代の税務を取り巻く環境の相違は、この20年間に世界各国の課税当局の連携が強化されて、協力関係が構築されたということである。直接税の課税により電子商取引の課税問題が解決しないようであれば、間接税であるビットタックスのような税をもう一度検討対象とする選択肢もあるように思われる。例えば、現在、税務情報の交換制度は、タックスヘイブンといわれる国等を含めてそのネットワークはほぼ主要国を網羅している。課税技術上の問題として、抜け駆け的に、この税を課さないことを歌い文句に、各国からプロバイダー等を誘致する国があったとしても、いずれか一方がこの税を課すのであれば、課税漏れという事態は回避可能ではないだろうか。

3 電子商取引とEU付加価値税

上述した平成27年度の消費税法の改正の原型は、2000年から2001年の間に、EUにおける付加価値税の課税方式に見出すことができる。付加価値税の税率の高いEU各国にとって、EU域外から音楽、映像等の配信を行う、クロスボーダーの電子商取引の課税が問題であった。そこで、B2Bの場合はリバースチャージ方式、B2Cの場合は登録制等の措置が検討されたのである。

4 米国財務省の1996年報告書

米国財務省は、1996年11月に、U.S. Treasury Office of Tax Policy, "Selected Tax Policy Implications of Global Electronic Commerce" という報告書（以下「1996年報告書」という。）

を公表している。電子商取引の税務に関する技術的な側面を検討したものは、上記2③に記述したOECDツルク会議報告書であるが、1996年報告書は、電子商取引の税務が将来直面すると思われる事項についての先の見通しを述べている点で、ツルク会議報告書とは異なる性格である。当時の米国の置かれている状況としては、先に述べたように、国外では、EUとのビットタックス導入を巡る対立があり、国内では、州税の増収を狙った州税としてのインターネット税の課税問題を抱えていた。このような動きを受けて、1997年3月に、ホワイトハウスは、インターネットに新たな課税を行わず、電子商取引を促進することを基本政策とすることを公表している。1996年報告書は、このような一連の動きの中で公表されたものである。

1996年報告書は、電子商取引に係る国際税務問題の論点整理を行っている点で、その先進性について評価できるものがあるが、その特徴となる点は、電子商取引に関する直接税については、源泉地国課税を放棄して居住地国課税を提唱している。これは、20世紀初頭に、状況は異なるが、英国が提唱したものと同一方式である。そして、租税条約の分野において、米国とバルト三国との条約案では、電子商取引に係る国際的コンセンサスの醸成を期待して、条約施行後5年以内に電子商取引に係る課税を協議するという付帯条項があった。

それ以外の点では、税務の事項ではないが、インターネット上の通貨の出現が、租税の徴収を困難にするという予測が述べられている。現代では、ビットコインのような仮想通貨が使用されていることから、この1996年報告書の予測はあながち的外れということにはならない。いずれにしても、税務問題として現在水面下にある電子商取引の問題を再度、水面から出して検討すべき時期になったのではないだろうか。

中央大学商学部教授

矢内 一好